

人事行政の運営などの状況を公表します

市の人事行政運営の公平性・透明性を確保するため、平成25年度および平成26年度の市職員の給与や勤務条件、研修や処分状況などについて公表します。



問合せ 庶務課
(43) 1111 内線 233
FAX (43) 3783

▼人件費(普通会計決算)

市の人口 53,360 人(平成26年3月31日現在)

区 分	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
平成25年度	15,422,726 千円	1,169,221 千円	2,457,148 千円	15.9%

(参考)平成24年度人件費比率 21.3%

※人件費比率が大きく減少したのは、平成25年4月の埼玉東部消防組合設立に伴い、消防職員に係る人件費が組合への負担金となったためです。
※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。
※右表「部門別職員数」の公営企業等の職員に係る給与・報酬などは含んでいません。

▼職員給与費(一般会計予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人あたり給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成26年度	332 人	1,206,932 千円	195,875 千円	429,682 千円	1,832,489 千円	5,520 千円

※職員手当には、退職手当を含んでいません。
※給与費は、平成26年度当初予算計上額です。

▼ラスパイレ指数

(各年4月1日現在)

区 分	平成25年度	平成20年度
幸 手 市	108.2(100.0)	99.3
全国市平均	106.6(98.5)	98.3

※ラスパイレ指数とは、一般的に地方公務員と国家公務員の給与水準の比較に用いられるもので、国家公務員の平均給料月額を100とした場合の市職員の平均給料月額を指数で示したものです。

※()内は、国が平成24年4月から平成26年3月までの間、厳しい財政状況および東日本大震災に対処するため実施していた給与改定特例法の減額措置がなかったとみなした場合の指数です。

▼職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.7 歳	324,545 円	386,105 円
技能労務職	55.1 歳	236,500 円	248,843 円

※平均給料月額は、職員の基本給の平均です。

※平均給与月額は、基本給と扶養手当など、各種手当を合計し、平均したものです。

▼職員の初任給

(平成26年4月1日現在)

区 分	幸手市	国
一般行政職	大学卒	178,800 円
	高校卒	144,500 円
技能労務職	高校卒	124,900 円

▼職員の経験年数別、学歴別平均給料月額

(平成26年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	287,286 円	333,011 円	381,116 円
	高校卒	—	289,950 円	327,329 円
技能労務職	高校卒	—	224,900 円	234,800 円

※経験年数は、市職員として採用される前の職歴などの経験を勤続年数に加算した年数です。

1 職員の任免および職員数の状況

▼職員の採用

平成25年度は、事務職21(5)人の職員を採用しました。
※()内はうち女性

▼職員の退職

区 分	事務職	技能労務職	合計
定年退職	9(2) 人	4(3) 人	13(5) 人
勤奨退職	—	—	—
自己都合退職	7(6) 人	0(0) 人	7(6) 人
その他(死亡、免職、失職)	0(0) 人	0(0) 人	0(0) 人
計	16(8) 人	4(3) 人	20(11) 人
再任用職員	7(2) 人	4(3) 人	11(5) 人

※再任用職員とは、退職後に市に再雇用された職員です。
※()内はうち女性

▼部門別職員数

(各年4月1日現在)

区分	部 門	職員数		増減数	主な増減理由
		平成26年度	平成25年度		
一般行政部門	議 会	4 人	4 人	0 人	
	総 務	70 人	69 人	1 人	財政部門・戸籍窓口部門・企画開発部門の効率化による減員(△3人)、情報統計部門・防災部門・市民協働部門の体制強化による増員(4人)
	税 務	27 人	27 人	0 人	
	民 生	73 人	71 人	2 人	福祉事務所部門・保育所の体制強化による増員(2人)
	衛 生	19 人	21 人	△2 人	衛生・清掃部門の効率化による減員(△2人)
	労 働	1 人	1 人	0 人	
	農 林 水 産	6 人	7 人	△1 人	農業振興部門の効率化による減員(△1人)
	商 工	4 人	3 人	1 人	観光部門の体制強化による増員(1人)
	土 木	39 人	38 人	1 人	県への派遣に伴う土木一般部門の増員(1人)
	小 計	243 人	241 人	2 人	
特別行政部門	教 育	46 人	49 人	△3 人	小・中学校部門の効率化による減員(△3人)
	消 防	0 人	0 人	0 人	埼玉東部消防組合設立のため
	小 計	46 人	49 人	△3 人	
普通会計計		289 人	290 人	△1 人	
公営企業等	水 道	12 人	12 人	0 人	
	下水道	9 人	8 人	1 人	下水道部門の体制強化による増員(1人)
	その他	18 人	19 人	△1 人	介護保険認定給付部門の効率化による減員(△1人)
	小 計	39 人	39 人	0 人	
合 計		328 人	329 人	△1 人	

※職員数は、一般職に属する職員数(教育長を除く)であり、地方公務員法の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

▼勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1 週間あたり 38 時間 45 分と定めており、原則、毎週月曜～金曜日(午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)の勤務となります。なお、そのうち正午から午後 1 時までは休憩時間です。

また、一部の職場においては、その業務の実情に応じて職員の勤務時間の変更を行っています。

▼休暇制度の概要、種類など

年次有給休暇	労働基準法第 39 条により与えられる有給の休暇であり、1 年につき最高 20 日間、前年からの繰越分を含め年に最高 40 日間です。
病気休暇	負傷または疾病のために勤務できない職員に対し、原則上限 90 日まで、その治療に専念させることができる有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、本人または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により 2 週間以上にわたり日常生活に支障がある人の介護をするために認められる無給の休暇です。
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事するために認められる無給の休暇です。

▼年次有給休暇の取得状況(各年平均)

平成 25 年	平成 24 年
11.4 日	12.6 日

▼育児休業の取得状況

育児休業とは、3 歳未満の子を養育するため、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業期間については、給与は支給されません。

平成 25 年度に育児休業を取得した職員は、9(7)人でした。 ※()内はうち女性

4 職員の分限および懲戒処分

▼分限処分の状況

平成 25 年度は、免職処分、降任処分、降給処分を受けた職員はいませんでした。また、休職処分を受けた職員は 5 人(心身の故障)でした。

▼懲戒処分の状況

平成 25 年度は、懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

5 公平委員会への措置要求および不服申立ての状況

平成 25 年度は、いずれもありませんでした。

6 職員の研修の状況

▼研修の概要

区 分	コース数	延べ受講者数
自 主 研 修	1	7 人
階 層 別 研 修	23	354 人
一 般 研 修	37	380 人
専 門 研 修	2	2 人
特 別 研 修	7	12 人
研修体系外の研修	1	1 人

2 職員の給与の状況のつづき

▼一般行政職の級別職員数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	合計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	主幹	主席主幹	課長	部長	
職員数	54 人	35 人	37 人	28 人	25 人	27 人	5 人	211 人
構成比	25.6%	16.6%	17.5%	13.3%	11.8%	12.8%	2.4%	100.0%

※市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※また、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
※それぞれの職員数には、国家公務員との比較のため、企業・税務・福祉・技能労務職員などは含んでいません。

▼期末手当・勤勉手当(平成 25 年度決算)

支給職員 1 人あたり平均支給額 1,325 千円
平成 25 年度支給率 期末手当 2.60 月分(1.45 月)
勤勉手当 1.35 月分(0.65 月)
※()内は、再任用職員に係る支給率

▼退職手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	自 己 都 合	定年・勸奨
勤続 20 年	21.620 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.820 月分	36.570 月分
勤続 35 年	43.700 月分	52.440 月分
最高限度	52.440 月分	52.440 月分
支給職員 1 人あたり平均支給額	10,827 千円	20,558 千円

※市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。
※また、退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額です。

▼地域手当(平成 25 年度決算)

支給実績額 35,765 千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額 109 千円

▼特殊勤務手当(平成 25 年度決算)

支給実績額 886 千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額 0.7 千円

▼時間外勤務手当(平成 25 年度決算)

支給実績額 51,672 千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額 253 千円

▼その他の手当(平成 25 年度決算)

区 分	支給実績額	支給職員 1 人あたり平均支給年額
扶 養 手 当	27,108 千円	209 千円
住 居 手 当	10,324 千円	287 千円
通 勤 手 当	13,139 千円	55 千円
管 理 職 手 当	46,276 千円	503 千円

▼特別職の報酬等

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	給料または報酬月額	期末手当支給率			
市 長	670,000 円	6 月期	1.90 月分	12 月期	2.05 月分 計 3.95 月分
副市長	721,000 円	6 月期	1.90 月分	12 月期	2.05 月分 計 3.95 月分
議 長	419,000 円	6 月期	1.90 月分	12 月期	2.05 月分 計 3.95 月分
副議長	370,000 円	6 月期	1.90 月分	12 月期	2.05 月分 計 3.95 月分
議 員	343,000 円	6 月期	1.90 月分	12 月期	2.05 月分 計 3.95 月分

※市長の給料月額については、平成 24 年 1 月 1 日から平成 27 年 11 月 8 日まで、832,000 円を 670,000 円に減額しています。